



回覧しましょう (have(持つ)から be(在る)へ) 令和8年(2026)8.1文月(N0.394)



ペルダ通信



メール・アドレス hi-perda@shine.tnc.ne.jp URL <http://www.hi-perda.com>

お客様に愛され 地域社会に貢献し 社員の幸せを実現する
気づきが 自分を変えていく しごとより いのち おたがいさま
 社会保険労務士法人ペルダ・コンサルティング：労働保険事務組合静岡経済協会：静岡県中小企業家同友会会員

会社のメンタルヘルスは 社員の気持ちを よく聴き 話せば 社員も職場も 活き活き



バランスのとれた食事は バランスのとれた心と身体をつくる 毎日おいしく しっかり三食
 子どもたちは夏休み、海だ！プールだ！山だ！と、太陽の下、元気に遊びまわりたいでしょう。気温は、
 35°・40° 超え、猛暑日、酷暑日になります。熱中症対策は、事業主の義務で
 す。最近では手ごろな値段で常に手首に携帯できるグッズがあるようです。個人の対
 策としては、朝食・昼食・夕食をしっかりと、シャワーでなく湯船につかり汗を
 掻くのが防止につながります。自己管理と自己責任です。



夏季休暇のお知らせ

夏の暑さを乗り切り、英気を養うために、次の期間を夏季休暇とさせていただきます。

令和8年8月8日(土)～16日(日)

*8月17日(月)より、営業いたします。

✓カスハラ対策は、10月から義務です！

※「職場におけるカスタマーハラスメント」は、職場で●顧客等の言動により●社員が社会的に許容される範囲を超えたもので●社員の就業環境が害される、この3つの要素をすべて満たすものをいいます
就業環境が害されるとは、顧客等の言動により社員が身体的、精神的に苦痛になり就業する上で重大な悪影響がでることをいいます。 ※事業主の講ずべき措置は、◆事業主の方針の明確化及び周知・啓発
 ◆相談体制の整備 ◆事後の迅速かつ適切な対応 ◆対応の実効性を確保するためのカスハラ抑止の措置など ※「求職者等に対するセクシャルハラスメント」は、雇用する社員が「性的な内容の発言」、「性的な言動」で求職者等の求職活動などが阻害されるものをいう。

※企業の社会的なイメージは低下し、これによる今後の求職者への影響につながってしまいます。

✓パート・有期雇用労働者のルールが変わる！（労働条件通知書様式も変わる）2

1. 雇い入れ時の労働条件明示事項が追加されます！

現在の労働条件明示事項は、●昇給の有無、●退職手当の有無、●賞与の有無、●相談窓口の4つです
 新たな明示事項は、「待遇の相違等に関する説明を求めることができる」旨を記載する必要があります。

*違反した場合は、10万円以下の過料に処されます。

＜労働条件通知書の記載例＞

次の窓口に対して、通常の社員（または、正社員）との間の待遇の相違（内容・理由）等について説明を求めることができる。

部署名

担当者職氏名

（連絡先

）

*在籍しているパートタイマー、有期雇用契約者も新しい「労働条件通知書（雇用契約書）」への変更をお勧めします。

「日本国憲法」(1946年11月3日公布・1947年5月3日施行：NHK:みんなとわたしの憲法より)



10. (思想及び良心の自由：第19条)

思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。明治憲法下においては、反国家的な特定の思想が弾圧されるといったことがありました。その反省をふまえ、本条は、思想及び良心といった内心の自由を侵害してはならないことを明言しています。国家によって、特定の思想や良心を強制、推奨することは禁止されます。なお、裁判所が、名誉棄損などを行った加害者に対して謝罪広告を新聞紙等に掲載することを命じることが、本条の保障する良心の自由の侵害に当たらないかが争われたことがありますが、判例(謝罪広告請求事件：最高裁判決昭31.7.4)は、「単に事態の真相を告白し、陳謝の意を表明させるに留まる限り」は、憲法19条に違反するものではないとしている。

✓ 障害者の法定雇用率が引き上げ (令和8年7月以降)

障害の有無に関係なく、能力や希望に応じて誰もが職業を通じて社会参加できる「共生社会」を実現

民間企業の法定雇用率	2. 7%	対象事業主の範囲	37, 5人以上
------------	-------	----------	----------

✓ 運転中、道路にたまった水を歩行者にかけてしまった・・これって違反？

Q 道路の水たまりの上を通過して、うっかり歩行者に水をはねてしまったら、違反になるでしょうか？

A 歩行者に向けてクルマが水をはねてしまったので、違反

道路上に水たまりができていたり、雨が降っていたりするときに歩行者の近くを通る場合、ほとんどのドライバーは歩行者に水をかけないように慎重に通行することでしょう。このような運転はマナーとして当然というだけでなく、運転者の遵守事項の一つ「迷惑運転の禁止」という道路交通法上の義務でもあります。道路交通法は、車両の運転者は「ぬかるみ又は水たまりを通行するときは、泥よけ器をつけ、又は徐行するなどして、泥土、汚水等を飛散させて他人に迷惑を及ぼすことがないようにすること(道路交通法第71条1号)。」として、他人に迷惑を及ぼす運転を禁止しています。気を付けていても、それでも水をかけてしまったら、安全な場所に停車し、クルマから降りて迷惑をかけた人に謝罪するなど、しかるべき行動をとるようにしましょう。汚水などを歩行者にかけ服を汚損したような場合には、わざとでなくてもクリーニング代など、損害賠償責任(民法第709条)を負う可能性もある。また、水をかけたまま、そのまま走り去ると歩行者に、「迷惑運転をしていた」「着衣などを汚損される事故を起こしたのに走り去った」などと、警察に通報される可能性もあるでしょう(JAF道路交通法クイズより)

「因果に 昧(くら)まず」—因果に惑わされず 因果にこだわらず—(長興山紹太寺：小田原)

「因果」は、「因」が原因、「果」が結果を意味し、原因と結果のつながりを表します。仏教的には、特に「因果応報」は、現在の幸福や不幸は過去の行為の結果であるという考え方を示します。

☆就業規則の整備を！会社を守り、公平・公正な判断のために

☆令和8年「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」(期間：5月1日～9月30日) 実施中

☆自転車の違反に反則金：携帯電話使用、保持→12,000円

☆静岡県の最低賃金 1, 097円

☆マイナ保険証で受診を！ 自己負担額のみで高額療養費は解決！

☆天は 自ら 助くる者を 助く (サミュエル・スマイルズ(自助論))

6月1日現在●静岡県人口 3,446,470人(前月比 2,137人減)：内訳：自然動態 2,236人減(出生 1,390人・死亡 3,626人)：社会動態 99人増(転入 9,710人・転出 9,611人)：世帯数 1,508,991(591増) ●静岡市人口 655,984人(前月比 459人減)：世帯数 298,275(46増)